

## 民間資金等活用事業推進委員会第3回総合部会議事概要

日 時：平成16年2月13日（金） 10:00～12:00

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、浜委員、  
卯辰専門委員、川村専門委員、中村専門委員、日高専門委員、宮本専門委員、  
山下専門委員

説明者：（社）日本経済団体連合会 国土・都市政策委員会PFI推進部会 小倉部会長  
産業本部 中山国土グループ長

（社）プロジェクト産業協議会 次世代民活事業研究会 有岡主査  
樋野専務理事・事務局長  
業務第一部 野尻課長

川村専門委員（株みずほコーポレート銀行）

卯辰専門委員（株損害保険ジャパン）

事務局：浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補  
佐、富井参事官補佐、丹野参事官補佐

### 議事概要：

#### （1）民間事業者側からのヒアリング等

（社）日本経済団体連合会（日本経団連）、（社）プロジェクト産業協議会（JAPIC）、  
川村専門委員、卯辰専門委員より、資料に基づき説明。質疑応答は以下のとおり。

#### 【質疑応答】

- ・ 損害賠償請求の範囲については、法制度の改正を求めていくのか、それとも、便法を  
考えてみるのか、プラクティスについて改善すべきという提言については、ガイドラ  
インをまとめる前に、地方自治体や民間事業者で共通の認識を持つ必要があるのではな  
いか、株式譲渡等の問題については、推進するに当たって、どういう事業を前提とし  
ているかという議論が必要ではないか、ということについて意見を伺いたい。
- ・ （JAPIC）今回の提言の目的は、課題について今すぐ改善されるべきというのでは  
なく、一つのたたき台にし、我々自身も議論に加わっていきたいということである。株  
式譲渡の問題については、海外ではいろいろな仕組みでやっており、一つ議論が必要で  
あると考える。
- ・ （日本経団連）株式譲渡については、PFIについても一定の条件をつければ可能では  
ないか。もう少しフレキシビリティを持たせていただきたい。
- ・ 現実問題として、公共側に包括的な対話をする場は無いと思う。今回も含めて今までの  
提言を、公共側にいかに反映させていくか、委員会のディスカッションに反映させてい  
くかが、我々の責務であると考えます。
- ・ 金融機関における、入札プロセスへの参加時点に関する考え方、担保権に関する考  
え方、ステップインに関する規定の明確化の必要性、について意見をいただきたい。

- ・（川村専門委員）入札プロセスへの参加時点は、早ければ早いほどよい。担保については、プロジェクトファイナンスの場合、破産して担保から回収するということを目指しているのではなく、むしろ、事業としてキャッシュフローが回っているかを優先的にみている。ステップインについては、公共にとっても利益になるし、クリアーにいろいろな形で規定していただいた方がよいと考える。
- ・ 要望書の個別な項目について、どういう連関関係にあるのか、どういうフローがあるのか、地域金融機関について、現状どのような状況で、実態的に地場金融機関が果たす役割はあるのか、について教えてほしい。
- ・（JAPIC）フローについては、事業の流れとしてのフローと、法改正、基本方針、ガイドラインという大きなものから詳細なものへという流れがあると思うが、我々が持っている当面の課題について、どうしたらいいかという議論を是非お願いしたい。
- ・（日本経団連）フローについては、正直議論していないが、要望はどれも重要だと考えており、できることからやってほしい。
- ・（川村専門委員）地域金融機関について、現状では、地方自治体の行うPFI事業に地元の金融機関は非常に関心が高い。私どもとしては、プロジェクトファイナンスやPFIに初めて関わるという地域金融機関に対し、金融リスクを分散していく意味で互いにメリットもあることなどから、いろいろと陰で支援している。また、地銀協等のセミナーにより地銀においては、かなり意識が上がっているところ。
- ・委員会として、要望書に対し、どういう見解なのか、どういうレベルなのかを明らかにしていくことが必要ではないか。
- ・日本経団連の要望書について、サービス提供を主眼するPFIについて明確化が必要とあるが、逆にインフラ案件についての検討はどれくらいしたのか。
- ・インフラは、PFI事業の対象となる施設としてPFI法に定められていることから、法改正の議論はしていない。
- ・（JAPIC）箱ものPFIが非常に多くなっている中で、インフラ案件は出ないかという問題意識は持っているが、その点については、様々な法制度の兼ね合いがあると考え、ユニバーサルテストングの導入について提言した。
- ・二段階選抜などについて、法制度的にきちんと対応するならば、PFI法で対応するという方法と、会計法や地方自治法で対応するという方法があるが、どちらを考えているのか。
- ・（JAPIC）二段階選抜など、入札については、現段階では、何らかの形でPFIに限ったものがあればと思う。
- ・（日本経団連）PFIは新しい手法であるため、既存の法律の解釈で対応するのではなく、新しい体系を考えた方がよいと思う。

## （２）その他

今後のスケジュール等について、事務局より説明。概要は以下のとおり。

- ・ 第２回総合部会における要請を受け、２月１０日にPFI関係省庁連絡会議幹事会を開催し、各省庁に対し、PFIの対象となる公共施設等でPFI事業者が行い得る

事業の範囲、補助金に関する措置、について調査依頼を行った。

- ・ 各省庁に対する調査については、地方公共団体のアンケート調査、ホームページでの意見募集と併せ、3月に報告する。
- ・ 次回は、委員、専門委員における意見発表や意見交換の場とさせていただく。

以上

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681